

化学物質管理者専門的講習

フィットテスト実施者養成講習のご案内

今月開催予定の以下の講習については、定員に空きがあります。いずれの講習も現時点では令和6年度の開催予定はありませんので、選任の必要な業務がある事業場については受講をご検討ください。

化学物質管理者専門的講習令和6年2月19、20日開催(2日間、定員40名)

令和6年4月より事業者は、リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う事業場ごとに、化学物質管理者を選任し、化学物質の管理に係る技術的事項を管理させなければならないこととなりました。(労働安全衛生規則第12条の5、令和4年9月7日基発0907第1号)

化学物質管理者の選任要件は

・ リスクアセスメント対象物を製造する事業場

厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習(化学物質管理者専門的講習)を修了した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者

・ 上記に掲げる事業場以外の事業場(取扱事業場)

上記に定める者のほか、必要な能力を有すると認められる者、又は化学物質管理者講習に準ずる講習を受講した者

本講習はリスクアセスメント対象物を製造する事業場を対象としたものですが、リスクアセスメントの実習がありますので取扱事業場の担当者の受講をお勧めします。

なお、実習のため受講者はノートパソコン(エクセルが使えるもの)、使用している呼吸用保護具(使用していない場合は不要)の持参が必要です。

フィットテスト実施者養成講習令和6年2月28日開催(1日、定員20名)

特定化学物質障害予防規則(以下「特化則」という)の改正により、令和5年4月1日より、金属アーク溶接作業を継続して行う屋内作業場で、面体を有する呼吸用保護具を使用させるときには、1年以内ごとに1回、定期的に、フィットテスト等の方法により適切にマスクを装着できているか確認することが義務付けられました。

また、特化則、有機則、粉じん則、鉛則の改正により、令和6年4月1日より作業環境測定の結果が第三管理区分に区分された事業場では新たな措置が必要となりますが、その措置として呼吸用保護具が必要な場合は要求防護係数を上回る指定防護係数を有するものでなければならず、1年以内ごとに1回のフィットテストが義務化されます。

本講習は「フィットテスト実施者に対する教育実施要領」に基づき実施するものです。なお、要領において実習の人数が限定されているため、1事業場1名とさせていただきます。